

## ワイヤレススマートユーティリティネットワーク利用促進協議会設置規約

### (名 称)

第1条 本協議会は、ワイヤレススマートユーティリティネットワーク利用促進協議会（略称「WSN協議会」、以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、YRP研究開発推進協会（以下、「協会」という。）の第4期5ヶ年ビジョンで「M2M及びそのビッグデータの活用」が重要な課題の一つとして位置付けられたことを踏まえ、横須賀リサーチパーク（以下、「YRP」という。）の研究成果であるワイヤレススマートユーティリティネットワーク（以下、「WSN」という。）技術及びその実用のための関連技術について、普及・利用及びその技術を活用した事業開発を促進することでICT産業の発展に貢献することを目的とする。

### (活動)

第3条 協議会は、独立行政法人情報通信研究機構（以下、「NICT」という。）と連携し、その協力を得て、WSN技術とセンサーネットワーク技術、ビッグデータ利活用技術などの利用及び事業化の課題解決のための検討、国際的な展開のための戦略検討、YRPにおける事業の拠点化の検討を行い、それに基づく事業展開の支援活動を行う。

2 第1項の活動において、会員企業の事業展開の支援については、WSN技術に精通する会員企業の協力を得て、サポート機能の整備を図る。

3 活動に当たっては、NICTが整備したワイヤレスユーティリティネットワーク施設の活用を図る。

### (会 員)

第4条 協議会は、協会の会員であって第2条の目的に賛同し、第9条に規定する運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において入会の承認を受けた個人及び団体である会員をもって構成する。

2 前項に掲げる会員のほか、協議会の活動に必要と認められる学識経験者や地方公共団体、関連機関等であって、運営委員会の承認を受けた者も協議会に参加することができる。

(入退会)

第5条 協議会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、運営会議の承認を受けなければならない。

2 協議会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 役員は、総会において会員の中から選任する。

5 役員の任期は、選任された総会の次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

6 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

(アドバイザー)

第7条 協議会に、アドバイザー若干名を置くことができる。

2 アドバイザーは、協議会の活動に関して幅広い観点から助言を行う。

3 アドバイザーは、学識経験者等から会長が委嘱する。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、定期総会を毎年度1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 総会は、会長が主宰し議長を務める。

5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会は、協議会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。

(1) 本規約の改正

(2) 運営方針の決定

(3) その他協議会の運営に関して重要な事項の決定

- 7 総会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。また、やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として評決を委任することができる。この場合、評決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第9条 協議会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、委員をもって構成する。
- 3 委員は、会長が会員の中から指名する。
- 4 運営委員会に、委員長を置く。
- 5 委員長は、会長が委員の中から指名する。
- 6 運営委員会に、若干名の副委員長を置く。
- 7 副委員長は、会長が委員の中から指名する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 9 運営委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。
- 10 運営委員会は、協議会への入会を承認するほか、協議会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び委員長が必要と認めた事項について審議する。
- 11 委員の任期は、会長から指名された日から次の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。
- 12 運営委員会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。
- 13 その他、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会で定めることができる。

(部 会)

第10条 協議会は、運営上必要があるときは、運営委員会の議決により運営委員会のもとに部会を設置することができる。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、委員長が会員の中から指名する。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、協会事務局が務める。

(経費)

第12条 協議会は、第3条に定める活動の実施に当たって、実験、シンポジウムの開催等、特別な予算措置を必要とする活動を実施しようとする場合は、必要に応じて、当該活動に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

2 第3条第2項により会員企業が事業展開の支援を行う場合、利用する会員企業から必要な経費を徴することができる。

(年度)

第13条 協議会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、別に定めるところによる。

附 則

1 この規約は、2014年5月9日から施行する。

2 設立総会に出席し、本規約を承認した者は、第4条第1項の規定に代えて協議会の会員になったものとする。

3 前項の規定は、設立総会の日以前に入会希望を書面をもって表明していた者に準用する。

4 第13条の規定にかかわらず、フォーラムの設立初年度は、設立総会の日（2014年5月9日）に始まり、2015年3月31日に終わるものとする。